

議案第十五号

基本款項八五木(江木)を処分するものとす。

左該箇所の基本款項(江木)を処分するものとす。

部	町	大字	里	地番	面	測
東	伯	三	調	横平	高	三七四〇二
東	海	三	新	朝大畠	九一五	一町又一丈零内一反步
東	伯	三	新	原尾山	三三四	一町又一丈零内一反步

昭和三十一年六月三十日正提歩

三郎助長坂治

# 原案可決

昭和三十一年六月三十日

天

